



特許法の一部改正

喪失例外猶予期間が 5 月 1 日より 12 ヶ月に延長

台湾特許法の一部改正案が 2017 年 1 月 18 日に台湾総統から公布され、2017 年 5 月 1 日から施行することを行政院が公告しました。

今回の改正は、新規性・進歩性の特許要件喪失例外の猶予期間に対する改正を中心にされており、その要点は下記の通りです。

1. 猶予期間の延長：

発明／実用新案につき、新規性・進歩性に関する特許要件喪失例外の猶予期間は、法の改正により、従来の 6 ヶ月から 12 ヶ月に延長されるとします。（意匠は従来通り 6 ヶ月です。）

2. 猶予期間の適用態様（公開の形式、方式や方法）の緩和：

猶予期間の延長に適用される公開は、出願人自らの意思による公開、及び自らの意思に反する公開がそれぞれ含まれるとします。又、公開をする方式や方法（例えば、実験による公開、刊行物での発表、展覧会の展示など）は、いずれも問われないとします。

3. 猶予期間主張時点の緩和

猶予期間を適用しようとするためには、改正前の出願に対し、必ず、出願時に「新規性・進歩性の喪失例外に該当する」を声明事項として願書に明記・主張しなければなりません。今回改正の施行により、「新規性・進歩性の喪失例外に該当する」と出願時に願書に明記する」という義務が免除されるとします。

4. 改正は 2017 年 5 月 1 日以後の出願に適用されるとします。